

「事業内向け」

特定自主検査済標章等の購入について

標章等のご購入の際は、以下の点に留意してご注文をお願い致します。

1. 購入時の必要書類

建荷協H/Pからダウンロード可

申込書・必要書類	注意点	チェック項目
①「標章等購入申込書」(様式2-1)	社印なしでもOKです	
②「特定(定期)自主検査実施状況」	必ず過去3年分の実績台数を記入	
③「特定(定期)自主検査等有資格者リスト」	横版を使用	
④ 検査者の資格者証(コピー)	裏・表面コピー(クレーンも忘れずに)	
⑤ 保有機械一覧表(コピー)	保有する機械すべて記入	
⑥ 特定自主検査記録表(コピー)	※必ず添付 ホッチキスで留めないで	
⑦ 解体用機械「アタッチメント検査済シール購入申込書」	アタッチメントシールは何枚でも購入可能です	
⑧ 購入証明書(新車・中古車)又は請求書等	保有機械一覧表に追加された時	

2. 購入方法と注意点

- ・購入時は申込書等を下記郵送先まで送付下さい。 ※**郵送のみ受付**
- ・**基本的には窓口対応、標章申し込みはFAX受付は行っておりませんのでご了承ください。**
- ・標章以外はFAXで申込は可能です。

郵送先	〒422-8045 静岡県静岡市駿河区西島127 (公益社団法人)建設荷役車両安全技術協会 静岡県 <略: 建荷協・静岡県支部> TEL: 054-236-4008 FAX: 054-236-4031 ご不明な点は、事務局までお問合せください。
-----	--

- ・購入いただいた「標章」は、いかなる場合でも「払い戻し」(返金)はしておりません。
- ・標章購入時は、必要書類を忘れずに添付して下さい。

3. お支払い方法 ※代金後払い

- ・商品と一緒に請求書が届きましたらご確認いただき、請求書に記載の代金を銀行振込でお支払い下さい。(振込先は請求書に記載しています)
- ・現金の取扱いは静岡県支部では行っておりません。

4. 新年度の標章注文受付

- ・12月より翌年の特定自主検査済標章のお申し込みを受付いたします。
- ・発送の開始は、12月後半より順次送らせていただきます。
- ・標章のご購入は、検査が済んだ都度、申請いただくことが原則ですが、
<検査が適正に行っている事業場>
翌年の検査見込みの枚数を保有台数分、まとめてご購入いただけます。
(前年の記録表を標章申込分、必ず郵送して下さい)
- <点検の都度、記録表をFAXしている事業場>**
記録表提出の必要はありませんが、再度つけていただくと直してあるか確認ができるため助かります。

5. その他

「建荷協」のホームページでは、
各種申込用紙を出力できますのでご活用下さい。
建荷協⇒静岡県支部⇒頒布品のご案内⇒事業内向けから探せます。
エクセルはシートで分かれています。

頒布品のご案内

静岡県支部では、コロナ感染症対策の観点から標章等は郵送にてお申込み・ご注文の際はFAX可。

※ これまで標章をご購入いただいたことがない方は、システム登録が必要となりますので、電話にてお問合せください。

※ 頒布品の購入申込み方法について
一般(非会員)の事業所の方は [特定自主検査済標章等の購入について](#)

検査業者用標章

<検査業用>

- ・ 標章等購入申込書 令和6年 検査業用 様式1-1 [PDF](#) [EXCEL](#)

<事業内用>

- ・ 標章等購入申込書 令和6年 事業内用 様式2-1,2-2,2-3 [PDF](#) [EXCEL](#)
- ・ 特定(定期)自主検査実施状況 [PDF](#) [EXCEL](#)

<記録表、書籍等(共通)>

- ・ 記録表購入申込書(普通紙) [PDF](#) [EXCEL](#)
- ・ NC記録表購入申込書 [PDF](#) [EXCEL](#)
- ・ 書籍類購入申込書 [PDF](#) [EXCEL](#)
- ・ 経歴書、検査者シール他購入申込書 [PDF](#) [EXCEL](#)

提出書類の注意事項

1. 「標章等購入申込書」には、申込枚数を記入する。 ※社印が必要です

※下部に「前年の特定（定期）自主検査実施状況」がありますので忘れずに記入ください。

2. 特定（定期）自主検査等有資格者リスト（事業内） （○を記入する）

3. 検査者の資格証コピー 【保有する資格の機械種類、取得年月日等の確認に必要です】

- | | | | |
|-------|---|------------------------------------|--------|
| □カード型 | … | 裏表面コピー（建荷協 検査者研修修了証など） | A4サイズで |
| □手帳型 | … | 3面コピー（建荷協 検査者研修修了証の旧型） | A4サイズで |
| □賞状型 | … | A4サイズでコピー（建設機械設備技能士、施工技士、施工管理技士など） | |

※「定期自主検査済標章」の申込は、建荷協の安全教育修了証等の裏・表面コピー必要
（クレーン協会など建荷協以外の発行でも構いません）

4. 「特定（定期）自主検査対象機械一覧表」の書き方・注意点（重要です）

- ・『特自検対象機械保有台数』と『機械』については、見に行くことができないため
特定（定期）自主検査保有機械一覧表のみで確認するので丁寧に記入ください。
- ・点検の有無に関係なく、保有する機械すべて記入ください。
- ・後から一覧表に機械を追加する場合は、機械の購入証明書が必要になるので
点検休止中など記載をしておいてください。
- ・売却、新車などは動きがわかる様、すぐに消さないで記載しておいてください。
- ・アタッチメントも検査対象なので必ず一覧表に記載してください。（記録表の提出は基本は求めません）
書き方等不安な方は添付してもかまいません。
- ・一覧表記入の際は、下部参照のアルファベット記号等を間違えないよう記入する。

本体機械の下欄に記入する。（Z）解体用機械・基礎工事用機械アタッチメント （H）クレーン油圧ショベル・（I）2駆ショベルローダー・（J）ホークローダー・（K）ストロークリヤ

- ・建荷協発行の「特定自主検査台帳（事業内）」をお使いの事業場様は
「標章貼付け簿」の該当ページをコピー添付して下さい。
- ・標章貼付け簿が適正に記載されていれば、「特定（定期）自主検査対象機械一覧表」
（様式2-3）の作成・提出をいただく必要がありません。

5. 記録表のコピーを必ず提出して下さい。（スキャンするのでホッチキスで留めないでください）

- ・標章は購入申込書の枚数（＝提出記録表の枚数）分をお出しします。

6. その他

- ・買い忘れなど追加申込み時は、保有機械一覧表と購入申込書と記録表コピーの3点を郵送してください。
- ・新車、中古機械購入の点検の際は購入証明書が必要になります。
（保有機械一覧表に新車・中古車を明記してください）
- ・購入証明書は納品書や請求書でも購入がわかるものでしたらなんでも構いません。

標章の廃棄処理方法

余剰となった標章は適切に廃棄処理を行い、外部に流出・使用されることを防がなければなりません。

廃棄処理方法

標章の廃棄処理は、事業所の管理責任者および標章管理者が行います。

1. 廃棄する標章の標章番号を含む部位を切り取り、「廃棄処理済の標章である事の証」として検査台帳に貼付、使用していなければ台紙に貼付し、保存されている記録表と共に同じ期間（法令上3年間）保存してください。

図1 標章番号の切り取り（例）

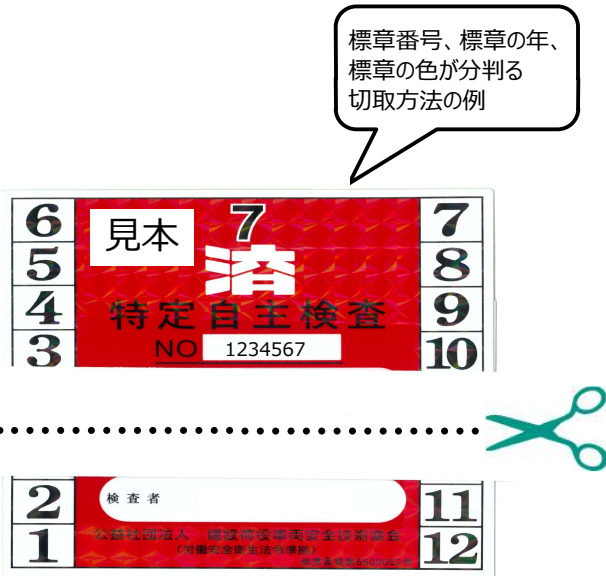
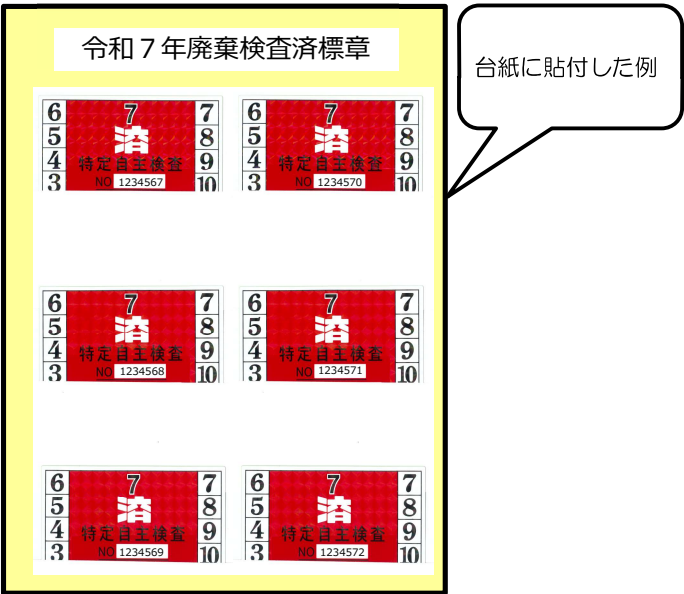


図2 切り取った部位の貼付（例）



2. 「標章受払簿」に廃棄処理を行った標章の「日付」、「標章番号」、「残数」、「廃棄数」、適用欄に廃棄処理を行った旨と、廃棄処理実施者の名前を記入し、検査事務所統轄責任者が押印します。

図3 標章受払簿の記入（例）

標章 受入 払出	年月日	標 章 番 号	受入数	払出数	残 数	廃棄数	摘 要
	令和7・1・21	第 1234550 号～第 1234566 号		17	6		
	令和8・1・6	第 1234567 号～第 1234572 号			0	6	年末残余廃棄 廃棄者 富士 責任者 森田

建荷協では過去2年の標章を在庫しております。再発行時に必要な標章は各支部にてお求めください。